

見積りによる歩掛の決定方法について

設計業務等標準積算基準書に定めのない内容について、見積りを取得して予定価格を算出する場合の見積りの取得方法及び歩掛の決定方法は下記のとおりとする。

記

1. 見積りの取得方法

見積りを取得するときは、原則として事務所長名で見積依頼を行うこととする。

(1) 発注時

- ・指名競争入札については、原則として指名選定業者全社から見積りを取得することとする。
- ・一般競争入札については、原則として入札参加者全社から見積りを取得することとする。

(2) 変更契約時

- ・契約業者から見積りを取得することとする。

2. 取得した見積りによる歩掛の決定方法（参考－1）

取得した見積りは、適用する労務単価（設計業務委託等技術者単価）等に置き換え、各社毎の合計額に対し、異常値を除いた価格の直近下位の者の見積りを採用する。

※異常値は、見積合計額の平均値±30%の範囲を標準とする。